

【アメリカ】支出効率性促進に関する大統領令

オバマ大統領は、2011年11月9日に、「支出の効率性の促進」に関する大統領令第13589号を制定した。連邦政府の支出の無駄の削減のための方策を定めたもので、第1条政策、第2条省庁の削減目標、第3条旅費、第4条職員の情報機器、第5条印刷、第6条公用車の効率性、第7条宣伝用の物品、第8条一般規定の各条で構成されている。主な内容は次のとおり。連邦政府の各省庁は、この大統領令と2012年度行政効率性イニシアティブに基づく無駄の削減目標を設定しなければならない。目標は、行政管理予算局(OMB)に提出され、OMBが達成状況を監視する。各省庁は旅費を効率的に使用するために、電話会議やビデオ会議などの技術的な代替策を工夫しなければならない。また、情報機器の在庫や使用状況を評価して、利用の少ない機器やソフトウェア等を購入しないようにしなければならない。携帯電話等のIT機器の総数を抑制しなければならない。可能な限り電子的な形態で情報を提供し、印刷刊行物を抑制しなければならない。(海外立法情報課・廣瀬 淳子)

【アメリカ】2012年度農務省予算等成立

2012年度農務省歳出予算法案に、商務省・司法省等歳出予算法案と運輸省・住宅都市開発省等歳出予算法案を盛り込んだ法案が、2011年11月18日に大統領の署名を経て成立した(P.L.112-55)。この法律により、農務省等に対しては、年度末までの予算が決定した。農務省関係予算の義務的経費を含む総額は、1366億ドルである。裁量的経費は198億ドルで、大統領の要求額からは、25億ドルの減額となった。商務・司法省等の裁量的経費の総額は527億ドルで同50億ドルの減額となっている。商務省予算は76億ドル、司法省予算は271億ドル、NASAの予算は178億ドルである。運輸省・住宅都市開発省等の裁量的経費の総額は556億ドルで同194億ドルの減額となっている。運輸省予算は178億ドル、住宅都市開発省予算は、373億ドルである。この法律には、災害復旧予算として23億ドルも盛り込まれた。

(海外立法情報課・廣瀬 淳子)

【アメリカ】2012年度一括予算法成立

2012年度歳出予算法案(省庁別等で12法案)のうち、2011年11月に成立した農務省等3省統合予算法以外の9省分を統合した法案が、12月23日に大統領の署名を経て成立した(P.L.112-74)。この法律により、2012年度歳出予算はすべて成立した。予算コントロール法で定められた、2012年度の裁量的経費の上限額である1.043兆ドルを満たすものである。また、大統領の要求額からは、先に成立した農務省等の予算との合計で980億ドルの削減となった。各省等別の総額は、国防省5181億ドル、エネルギー省等320億ドル、金融サービス215億ドル(このうち財務省122億ドル)、国土安全保障省396億ドル、内務・環境保護庁等292億ドル、労働・厚生・教育等1563億ドル(このうち労働省145億ドル、厚生省697億ドル、教育省713億ドル)、立法府43億ドル、軍事建設・退役軍人省717億ドル、国務省・海外活動421億ドル、となっている。

(海外立法情報課・廣瀬 淳子)

【アメリカ】移民・国籍法の改正

2011年11月23日、移民・国籍法が一部改正された（P.L.112-58）。アメリカ市民又は永住者の外国人の配偶者は、婚姻時は条件付永住権のみ付与され、その2年後に永住権の取得申請が可能となるが、その可能となった日から90日以内に夫婦で当該申請を行い、当該申請の日から90日以内に婚姻が適法で偽装などではないこと等を確認する国土安全保障省による面接を夫婦で受けなければならない。ただし、国土安全保障長官は自身の裁量で面接を免除し、又は期限を無期限に延期することができた。また、当事者が軍務に就き、国外にいる場合は、手続きが困難であるため、長官は適切と思われる時期まで手続きを延期するか期限の進行の無期限停止を行っていた。今回の改正で、これらの90日の期限内のいつの時点であっても、当事者の双方又は一方が軍に所属し、国外で活動中であった場合は、その時点から期限の進行が停止されることされた。ただし、申請者の意思で、90日の期限内に申請がなされた場合は、通常の手続きが取られる。また、長官は依然として、面接を免除する裁量権は有することが規定された。（海外立法情報課・井樋 三枝子）

【アメリカ】連邦公務員事件の州裁から連邦裁への移管を明確化する法改正

連邦法上、被告（人）の求めにより州裁判所から連邦裁判所に事件を移す「移管」が行われるためには、連邦地裁が第一審管轄を有する必要がある。有しない場合、被告は自身が当該州民でないことから、州裁判所での審理に偏向のおそれがあり、移管が必要であることについての理由を提示しなければならない。ただし、特例として連邦公務員の職務遂行中の行為で民事又は刑事上の責任を問われる事件については移管が認められる。州又は地方による連邦業務遂行の阻害を排除する目的である。しかし、訴訟前開示手続等の州訴訟手続の細部が、当該特例を認めた合衆国法典第28編第1422条の「移管可能な民事又は刑事上訴訟手続」に含まれるか否かにつき、解釈問題が発生していた。このため、同条の文言をあらゆる司法関係の手続きが含まれるよう改正し、併せて同編第1446条及び第1447条を改正し、州に差し戻された事件について、市民権に関する場合のみ州裁判所に司法審査を認めることとする法律（P.L.112-51）が、2011年11月9日に成立した。

（海外立法情報課・井樋 三枝子）

【アメリカ】サイバー空間での米国に対する経済・産業スパイ報告書

2011年10月、『2009-2011年サイバー空間での米国に対する経済・産業スパイ報告書』が、国家情報長官官房の国家防諜局（ONCIX）により連邦議会に提出された。これは1995年情報機関授権法第809条(b)に基づき、隔年で刊行されるものである。経済・産業スパイ活動において、サイバー空間を通じた活動が従来の手法による活動よりも、脅威が高くなりつつあるとし、特にサイバー空間においては中国からのアクセスとロシアの諜報機関の活動が顕著であると報告している。世界中の諜報機関をはじめ、民間企業、大学・研究機関、個人等もサイバースパイ活動を行っており、同盟国は、サイバーに限らず、従来の手法による情報収集も継続していること、今後数年はネットにアクセス可能な携帯用サイバー機器の普及によるスパイ活動の更なる活性化が予測され、民間・政府機関とも、情報の安全な所有・保管について、一層の努力が必要であることも報告されている。

（海外立法情報課・井樋 三枝子）

【EU】欧州再生を果たす 2012 年事業計画

欧州委員会は、2011 年 11 月 15 日、「欧州再生を果たす 2012 年事業計画」を採択した (COM(2011) 777 final)。同計画は、同年 9 月に行われた欧州議会におけるバローゾ委員長の演説と議論を基にまとめられたもので、経済・政治課題の中で、2012 年に向けて EU がとるべき行動を提示している。大項目として①安定した責任ある欧州の建設、②成長と連帯の EU の建設、③国際的発言力の強化、④効率的な規則及び効果的な実施、が挙げられている。同計画は、欧州委員会が既に行い又は近日中に行う立法提案を推進することを強調しているが、これには、経済及び市場統合対策並びに経済回復を促進するための現在進行中の多様な歳出計画の提案、新規には、雇用創出及び経済成長を強化する提案が含まれている。計画には、表が添付され、附表 I は、2012 年の 129 の事業計画及びその後 2 年間の事業計画の一覧、附表 II は、簡素化及び管理負担軽減を目的とした 28 の行動計画の一覧、附表 III は、撤回する予定の 17 提案の一覧である。(海外立法情報調査室・植月 献二)

【EU】原発ストレステストの中間報告

わが国の福島第 1 原発の災害を教訓として、欧州連合(EU)は、2011 年 6 月に「原発の包括的な安全性の評価 (ストレステスト)」(本誌 247-2 号, 2011.5.pp.10-12.参照)を開始している。これは、透明性を確保し、専門家グループ (ENSREG) の技術協力の下で、周辺国へも参加を働きかけ、テロリスト攻撃等も想定対象とし、現行法令の再評価・改定の検討も前提とするものである。原発を有する EU の 14 か国及び廃炉作業中のリトアニア並びに周辺国としてスイス及びウクライナから 9 月 15 日までに作業の進捗報告が提出され、欧州委員会は、11 月 24 日、同テスト全体の中間報告をまとめた (COM(2011)784 final)。2011 年末までに各国の最終報告の提出、2012 年 1~4 月に専門家による検討及び査察が行われる。最終報告は、6 月の欧州理事会に提出予定であるが、欧州委員会は、これに技術的規準、安全管理、緊急事態への準備と対応等の改善、EU の核責任体制の強化及び科学技術の能力拡充などの立法提案を含める予定である。(海外立法情報調査室・植月 献二)

【EU】旧ソ連型原子炉廃棄に追加助成する理事会規則の提案

欧州委員会は、2011 年 11 月 24 日、ブルガリア、リトアニア、スロヴァキアの原子炉廃棄経費を支援するために、総額 5 億ユーロの最終追加助成を行う規則を理事会に提案した (COM(2011)783 final)。これら 3 か国が有する旧ソビエト型原発は、欧州連合 (EU) への加盟に際してその安全性が問題とされ、それぞれコズロドゥイ (1~4 号炉)、イグナリナ (1, 2 号炉)、ボフニチェ V1 (1, 2 号炉) の原子炉を予定より早期に閉鎖・廃炉とすること及び EU がその財政援助を行うことが加盟条約の議定書に規定された。すでに各炉は期限までに閉鎖され、加盟後の追加規定も含めて、これまでに 3 か国への援助に要する想定額は、2013 年までに総額 28 億ユーロを超えている。規則案は、安全な廃炉作業を完了するには十分ではないとして、2014~2020 年の期間にこれに上乗せして援助するものである。しかし、3 か国は電力生産の補償をも求めており、閉鎖した原発に電力の 7 割を依存していたリトアニアは同案では不足と反発している。(海外立法情報調査室・植月 献二)

【EU】欧州議会議員行為規範の採択

欧州議会は、2011年12月1日、議員の投票行動等が利害関係による影響を受けないようにするため、新しい行為規範を採択した（提案までの経緯については、本誌249-1号参照）。新行為規範は、議事規則の付属書として定められていた旧規範を全部改正したものである。新行為規範は、議員の主な義務、利害関係の有無の基準、議員への贈与の制限、前元議員の活動、諮問委員会の構成・任務、違反への対応等全9か条から成る。議員は、議員の職に就く直前の3年間の職業、報酬を得て行うすべての活動等を議長に申告する（第3条）。議員は、150ユーロ以上の贈答品を受け取ることが禁止される（第5条）。ロビー活動を行う前元議員は、前元議員に認められている施設の利用が制限される（第6条）。新たに設置される諮問委員会は、規範の解釈についての議員への助言（第7条）、違反があった場合の審理及び議長への勧告を行う。処分は、議会のウェブサイトで公表される（第8条）。新行為規範は、2012年1月1日に施行される。（海外立法情報調査室・矢部 明宏）

【EU】欧州理事会で財政規律の強化に合意

2011年12月9日、欧州理事会（EU首脳会議）は、債務危機に対処するため、欧州安定メカニズム（ESM）の設立の前倒し等による市場安定策のほか、加盟国の財政規律の強化策に合意した。後者については、2011年12月に「安定と成長の協定（SGP）」の強化等のための6つの法規が施行される（本誌249-2号で紹介）が、欧州理事会では、ユーロ参加国の予算過程の監視強化及び金融支援対象国の監視強化に関する新規規則案を今後速やかに審議することが合意された。さらに、ユーロ圏17か国に他のEU加盟国が加わった条約を締結し、財政赤字がGDPの3%を超えた国に自動的に制裁を科すこと、また、財政の均衡（単年度赤字がGDP5%以内）又は黒字を達成する原則を各国の憲法に明記することを規定することも合意された。これは、元々、ドイツとフランスがすべてのEU加盟国が参加するEUの基本条約の改正を目指したものであるが、イギリスの反対により、基本条約とは別の条約を締結することになったものである。（海外立法情報調査室・矢部 明宏）

【EU】インターネットのフィルタリングに関するEU司法裁判所裁定

2011年11月24日、EU司法裁判所は、加盟国の国内裁判所がインターネットプロバイダーにファイルの違法ダウンロードを防止するためのフィルタリングシステムのインストールを命じることがEU法に違反すると裁定した（Case C-70/10）。この事案は、プロバイダーが顧客に違法なダウンロードを認めているとして、ベルギーの音楽著作権管理会社がプロバイダーを第一審裁判所に訴えたことを契機とする。同裁判所は、プロバイダーにフィルタリングシステムのインストールを命じた。プロバイダーの控訴を受けて、控訴院は、EU法の解釈に関して、EU司法裁判所に付託した（欧州連合の機能に関する条約第267条の先決裁定手続）。この裁定で、EU司法裁判所は、プロバイダーに一般的なフィルタリングの義務を課すことは、電子商取引に関するEU指令に違反し、また、顧客の個人情報保護及び情報の自由に関するEU基本権憲章上の権利を侵害するとした。控訴院は、この裁定に適合するようにEU法を適用する義務を負う。（海外立法情報調査室・矢部 明宏）

【イギリス】2011 年秋季財政演説

2011 年 11 月 29 日オズボーン財務相は議会で秋季財政演説を行い、財政危機、ユーロ危機及び国際的な商品価格の高騰に対処するため、長期的経済成長の持続可能な促進策を打ち出した。その内容として、現行歳出見直し期間中の支出削減方針に沿った支出計画の策定、人口の高齢化に伴う公的年金支給年齢を 67 歳に引き上げる時期の前倒し等を行う一方、ユーロ危機による企業の資金調達の困難に対処して、政府は需要のある経済分野に直接的な資金注入を行う。具体的には、国内年金基金等と協力して 200 億ポンドを限度として社会基盤投資等総額約 300 億ポンドの新規設備投資の支援等を行う。これらの投資により、成長戦略に関連する全国社会基盤計画の実施を促進する。また、家計や企業向けに低金利の継続を図りつつ、赤字削減計画の公正な実施を確保するため政府は銀行税の増税等を行う予定である。しかし、予算責任局が低成長を予測したことから、政府としては税収の落ち込みを補う資金の借入が必要となる見込みである。(海外立法情報調査室・河島 太郎)

【イギリス】2011 年教育法の制定

2011 年 11 月 15 日に 2011 年教育法が制定された。同法は、教育省の白書「授業の重要性」が提案した事項、ビジネス・イノベーション・技能省関係の技能及び高等教育資金改革等に関する措置を定める広範なものである。その趣旨は、一部就学前児童の家庭の経済状況等による無料保育の提供、生徒の所持品検査や懲戒等に関する教員の権限の拡大、イングランド教員評議会ほか 4 つの特殊法人の廃止、地方公共団体による学校改善協力員の任命を不要とする等の職務軽減等にある。また、同法は、教育水準局 (Ofsted) による定例的な学校視察を重点化し、国務大臣の指示で地方自治体の実績や安全性に問題のある学校に介入する権限を定め、国務大臣が問題校を閉校とする権限を拡大した。独立機関である資格・試験規制局 (Ofqual) は、国内資格について国外資格と同等水準の確保を図ることとなった。また、定時制の学費の全日制に比例した限度額設定や貸与奨学金の返還利率の引上げに関する規定を設けた。(海外立法情報調査室・河島 太郎)

【イギリス】2011 年年金法の制定

2011 年 11 月 3 日に 2011 年年金法が制定された。イギリスの年金制度は基礎年金と付加年金の 2 階建てで、基礎年金は公的年金であるが、付加年金には公的年金の国家第二年金のほか職域年金、個人年金等の私的年金が含まれる。同法の内容は、かつて男性 65 歳、女性 60 歳であった公的年金の支給年齢を共に 66 歳に引き上げる時期につき 2007 年年金法で定めた 2024~26 年から 2018~20 年に前倒しすること、2008 年年金法で事業主に対しその従業員を適格年金制度に自動加入させる義務を課した制度につき加入の基準所得額を引き上げ、加入に就職後 3 か月間の待機期間を置くこと、1993 年年金制度法等を改正して職域年金等の給付金の物価スライド率の基準である「小売物価指数」を 2010 年職域年金 (再評価) 令 (2010 年命令第 2861 号) 上の消費者物価指数等「一般物価水準の増加率」に改めること等である。制定後、年金自動加入制度の適用が一部延期され、秋季財政演説で公的年金支給年齢を更に見直す方針が示された。(海外立法情報調査室・河島 太郎)

【フランス】 志願消防士の社会的保護強化のための法律

志願消防士の奨励及び法的枠組に関する 2011 年 7 月 20 日の法律第 2011-851 号が制定された。フランスには、職業消防士（全国で約 4 万人）に加えて、自ら志願し、本業を別に持ちながら必要に応じ消防活動に従事する志願消防士（sapeurs-pompier volontaire）（全国で約 20 万人）が存在する。近年、この志願消防士の数が減少傾向にあるため、同法は、志願消防士の社会的保護（社会保障や社会扶助）の強化を実施する。まず、これまで志願消防士の法律上の定義に不明確な部分があったため、志願消防士は、職業消防士と同様の活動を職業としてではなく行うこと、本職の種別を問わず志願消防士になれること、特定の社会保障を受けられること等が明記された。また、公務員の採用に応募する場合、志願消防士としての経験が評価されること、消防活動中の事故や病気に対する手当の支払いの遅滞や不履行の場合は、県消防局が立て替え、直ちに支払うことにより、志願消防士を救済すること等が規定された。（海外立法情報課・服部 有希）

【フランス】 海外領土における不法住居及び不適格住居対策

フランスでは、住環境の改善を目的とする 1970 年の法律第 70-612 号を主な根拠として、2002 年から不適格住居（habitat indigne）（物理的安全性、衛生面等で利用に適さない建物）の解消事業が実施されてきたが、海外領土での改善が進んでいない。そこで、海外領土を対象として、海外県及び海外州における不法住居並びに不適格住居対策についての特別措置に関する 2011 年 6 月 23 日の法律第 2011-725 号が制定された。なお、不法住居（habitat informel）とは、居住権の無い無権原占有者（sans droit ni titre）が居住する建物である。同法は、解消事業による建物解体の際に、無権原占有者に対しても、住居の損失補償として財政的援助を与えることとした。補償の条件は、その建物を建てた者が本人、その尊属又はその卑属であるという事実、10 年以上、平穩にその建物の占有を継続したこと等が必要とされる。補償額は、建物の状態、建築資材の価値、建物の外観及び占有期間に応じて、住宅大臣、海外大臣及び予算大臣が決定する。（海外立法情報課・服部 有希）

【フランス】 動産任意競売の自由化に関する法律

動産任意競売の自由化に関する 2011 年 7 月 20 日の法律第 2011-850 号が制定された。動産任意競売（ventes volontaires de meubles aux enchères publiques）とは、所有者が任意に出品し、競売を業とする第 3 者を介して実施する競売のことである。同法は、域内サービス市場の自由化を目的とする EU サービス指令（2006/123/EC）に基づくものである。主要な規定は、次のとおりである。①原則として古物に限られていた競売対象を、新品及び変形により新品として販売できなくなったものに拡大する。②販売形態として、単品（au détail）又は一括（par lot）での販売に加えて、企業の新品の在庫品に限り、一定数以上の大量の品物の卸売（en gros）を許可する。③インターネットオークションのシステムの提供者は、提供するサービスの本質的な特徴（周知方法及び内容は経済大臣の命令で決定する）を公衆に周知しなければならない、これを怠った場合、罰金に処される。（海外立法情報課・服部 有希）

【ドイツ】シュタージ(旧東独国家保安省)文書法の改正

シュタージは、旧東独の社会主義統一党（SED）の情報機関である。シュタージ文書法は、現在のドイツにおいてシュタージ文書（個々の市民に関する記録）の取扱いを定めている。このシュタージ文書法を改正する法律が 2011 年 12 月 31 日から施行されている。改正により、公的又は非公的機関が、議員、裁判官等の公職従事者について、過去のシュタージへの関与を調査するためにシュタージ文書を閲覧することができる期限が 2013 年末から 2019 年末に延期された。管理職公務員についても調査が可能であるが、この公務員の対象範囲が拡大された。また、シュタージに関与した疑いがあれば、管理職か否かを問わずすべての公務員について調査が可能となった。さらに、過去にシュタージに関与し、現在シュタージ文書管理機関で監視等として働く 47 人を連邦の他の機関に異動させ、従来の処遇で雇用するとされた。議会の審議では、統一後 20 年が経過し、依然このような措置をとることについて違憲の疑念が野党から表明された。（海外立法情報課・渡辺 富久子）

【ドイツ】2011 年租税簡素化法

2011 年租税簡素化法が、一部を除き 2012 年 1 月 1 日から施行されている。同法により、確定申告の申告・審査手続における負担軽減のため及び企業が行う消費税（Umsatzsteuer）の電子的な申告の要件緩和等をするため、所得税法や消費税法等が改正された。確定申告手続の負担軽減としては、被用者の所得から一律に控除される所得関連経費

（Werbungskosten）の上限額を 920 ユーロから 1,000 ユーロに引き上げたこと（所得税法第 9a 条）、託児費用控除の申請の際の両親共働きの要件をなくしたこと（同第 10 条第 1 項）、初回の職業訓練又は最初の大学履修課程に在籍する 18 歳以上 25 歳未満の子に対する児童手当及び児童控除の申請の際の本人の所得要件をなくしたこと（同第 32 条第 4 項）、などがある。確定申告手続を負担軽減する結果、国民の税負担も大幅に軽減されると見られている。また、企業は、消費税の申告に要する経費において年間総額 40 億ユーロ以上を節約できる見込みである。（海外立法情報課・渡辺 富久子）

【ドイツ】家族介護時間法

2012 年 1 月 1 日から、介護と仕事の両立に関する法律（家族介護時間法）が施行されている。同法は、在宅介護と仕事の両立を支援するために制定された。家族介護時間は、雇用者との合意があれば、被用者が在宅介護のために 2 年間取得できるもので、この間、週の労働時間は最少 15 時間に減らすことができる。被用者は、家族介護時間の取得中、大幅な減収を避けるため、例えば通常の 50%に労働時間を短縮した場合には、25%分を前払の形で上乘せし、75%の給料を受け取る。雇用主は、この給料の上乘せのために、連邦から無利子の貸付を受けることができる。被用者は、介護を終えて通常の労働時間に戻った際、前払いされた給料が相殺されるまで、引き続き 75%の給料を受け取る。被用者は、家族介護時間の取得中、家族介護保険に加入しなければならない。家族介護時間は、雇用主と被用者の合意に基づくもので、法的請求権がないことが連邦議会の審議で野党から批判された。（海外立法情報課・渡辺 富久子）

【ロシア】保健システム近代化に向けた法改正

2011年12月2日、連邦法第369号「ロシア連邦における強制医療保険について」が改正された。この改正は保健省の「2011-2012年の期間における保健近代化プログラム」の一環を成すものである。具体的な改正内容としては、統一国家保健情報システムの設立並びに同システム設立に向けた作業の実施と資金拠出についての手順が定められたほか、保険登録を行った連邦構成主体の外でも医療サービスを受けられるようにすることが盛り込まれた。また、過疎地での医療体制を向上させるため、35歳以下の医療関係者を招聘する方針も定められた。2012年度は、招聘に応じた医療関係者1人につき100万ルーブルを連邦予算から支出するとしている。医療関係者は、過疎地を抱える連邦構成主体当局と契約を結び、最低5年間、過疎地で医療活動にあたる。細則については各連邦構成主体が独自に定めるとしている。

(海外立法情報課・小泉 悠)

【韓国】障害者及び13歳未満の女子への性犯罪に対する罰則の強化

光州市にある聴覚障害者のための学校「インファ学校」で2000年代に実際に起こった性犯罪事件を描いた映画「トガニ」(るつぼの意)が、2011年9月22日に公開された。同映画の公開を契機として、障害者への性犯罪に対する社会的関心が高まり、より一層の厳罰を求める世論が形成された。2011年10月7日、政府が関係省庁合同で「光州インファ学校事件契機障害者対象性暴力防止及び被害者保護対策」を発表したのに続き、国会においても法改正が進められ、同年11月17日、「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法一部改正法律」(別名：トガニ法)が公布され、同日施行された。法改正により、障害者関連施設の職員の、監督、保護下の障害者に対する性犯罪の加重処罰、13歳未満の女子に対する強姦の最高刑の無期懲役への引上げ、13歳未満の女子及び障害者の女子に対する強姦、準強姦等に公訴時効を適用しないこと等が定められた。また、法改正と併せて国会に「障害者に対する性暴力等人権侵害防止対策特別委員会」を設置することが決まった。同委員会の活動期間は、2012年5月29日までである。

(海外立法情報課・藤原 夏人)

【韓国】RPS制度の導入による新エネルギー及び再生エネルギーの利用促進

電気事業者に、電力供給量の一定割合以上を、新エネルギー又は再生エネルギー(以下「新・再生エネルギー」)により供給することを義務付けるRPS(Renewable Portfolio Standard)制度が、2012年1月1日から導入された。2010年4月の「新エネルギー及び再生エネルギーの開発、利用及び普及促進法」改正により、発電源別の基準価格と電力取引価格との差額を支援する従来の制度から、RPS制度への転換が実施されたことに伴うものである。対象となる電気事業者(供給義務者)は発電事業者であり、2010年9月に改正された同法施行令によると、50万kW以上の発電設備保有者、韓国水資源公社及び韓国地域暖房公社(合計で総発電量の98.7%)と規定されている。義務供給量は総発電量の2%(2012年)から段階的に引き上げられ、2022年には10%となる。2011年10月31日に開かれた第12回グリーン成長委員会では、電力消費の多い法人にも、新・再生エネルギー由来の電力使用を一定割合以上義務付ける「2段階RPS」も今後の検討課題とされた。

(海外立法情報課・藤原 夏人)

【韓国】 青少年の深夜のオンラインゲームを規制するシャットダウン制の導入

インターネット中毒は韓国においても大きな社会問題となっている。韓国情報化振興院の調査（9歳～39歳対象）によると、2010年現在、20歳から39歳の成人の5.8%、9歳から19歳までの青少年の12.4%がインターネット中毒又はその予備軍とされる。2011年5月19日、16歳未満の青少年のオンラインゲームへの接続を深夜0時から早朝6時まで遮断する制度（別名：シャットダウン制）を骨子とする改正青少年保護法が公布された。シャットダウン制の対象となる機器は2年ごとに見直されるが、今回はスマートフォン、タブレット型PC等は対象外とされた。さらに同年7月のゲーム産業振興に関する法律の改正及び同年9月の青少年保護法の全面改正により、16歳未満の青少年のゲーム会員登録時の親権者等の同意、親権者等への利用時間、決済情報等の通知等の条項が追加された。シャットダウン制は同年11月20日から施行されたが、両親など他人のIDを用いた接続、ゲーム産業に与える影響等の問題点が指摘されている。（海外立法情報課・藤原 夏人）

【中国】 住民身分証法の改正

住民身分証法の改正法が2011年10月29日に公布、2012年1月1日に施行される（主席令第51号）。中国では1985年に、住民身分証条例が施行され、16歳以上の国民に対し、姓名、生年月日、15桁の身分証番号等を記載した身分証の取得が義務付けられた。1999年に、個々の国民に終身不変の18桁の番号を付与し社会生活に広く用いる国民身分番号制度が開始され、2004年に制定された住民身分証法では、身分証番号として国民身分番号を採用し、身分証の発行形態もICカードとした。同法は旧条例に基づく身分証も引き続き有効としていたため、新旧の身分証が併存する状態が続いたが、今回の改正により、旧条例に基づく身分証は2013年1月1日から使用停止となる。また、本人確認が正確にできる、偽造防止効果が高い等の理由で指紋情報を登録情報に追加したほか、関係職員が個人情報をも漏洩した場合の処罰の厳格化が定められた。指紋情報の登録については、国民の間では情報の流出、悪用を懸念する声がある。（海外立法情報調査室・宮尾 恵美）

【中国】 資源税暫定条例の改正

資源税暫定条例の改正条例が、2011年9月30日に公布、11月1日に施行された（主席令第605号）。資源税とは、天然資源の合理的な開発・利用を目的に、国内の鉱産物（原油、天然ガス、石炭、非金属鉱石、非鉄金属鉱石等）の採掘及び塩の生産を行う企業や個人が納付する税である。同税は売上量による従量税であったが、増収を税額に反映させるため、売上額による従価税への転換が検討されていた。今回の改正では、価格上昇が著しい原油及び天然ガスについて従価税を採用した。また、石炭をコークスの原料となる粘結炭とその他に、非金属鉱石を貴重な鉱石とその他に、非鉄金属鉱石をレアアースとその他に細分し、各貴重な鉱石には増税を行う。同時に、外国企業と共同で原油・天然ガスの開発・採掘を行う場合は、資源税ではなく鉱区使用費が課されていたが、今後は同使用費を廃止し資源税を課すこととし、対外協力海洋石油資源採掘条例、対外協力陸上石油資源採掘条例の2つの条例の関連規定が改正された。（海外立法情報調査室・宮尾 恵美）

【中国】 飼料及び飼料添加物管理条例の改正

飼料及び飼料添加物管理条例の改正条例が、2011年11月3日に公布、2012年5月1日に施行される（国务院令第609号）。中国では、食の安全に係る事件が後を絶たず、飼料添加物に関しても、2011年3月には、“瘦肉精”（豚に投与し赤身肉を増やす効果のある薬品の総称。人体には有害であり、中国では使用を禁止されている。）を養豚業者が使用していたことが発覚し、大手食肉加工メーカーがその肉を使用していたことから社会問題となった。改正条例は、飼料及び飼料添加物の安全性の確保を目的として、地方人民政府、飼料管理部門、飼料生産者及び輸出入・販売業者それぞれの責任の明確化、飼料生産過程での安全管理基準の遵守、飼料等の適正な使用、管理監督の強化、違法行為に対する厳罰化等を定める。畜産業者の飼料等の使用については、旧条例では規定がなかったが、新条例では、使用禁止物質の種類を明確にし、違法な使用については過料を科し、犯罪を構成する場合には、刑事責任を追及するとしている。（海外立法情報調査室・宮尾 恵美）

【シンガポール】 国内市場に対するカジノ広告の禁止

2011年11月25日、シンガポール政府は、「カジノ管理（広告）規則」を改正し、シンガポール国民、シンガポール永住者、シンガポールで就労する外国人に対する一切のカジノ広告を禁止することとし、国内市場に対するカジノ広告規制を強化した。シンガポールは、2005年以降、統合リゾート計画を進め、カジノを含む総合的なリゾート施設の建設等、外国人観光客誘致政策を推進してきた。しかし、一方で、賭博依存問題やカジノ犯罪対策のために新たに規制制度を設け、法的枠組みとして「カジノ管理法」を制定し、実施機関として「カジノ規制機構（Casino Regulatory Authority）」を設置している。今回の法改正にあたり、チャン・チュン・シン地域開発・青少年・スポーツ相は、カジノは外国人観光客を対象にしたものであり、改正により社会的なセーフガードを強化することを強調している。違反した場合、罰金として10万シンガポールドルが科されることとなる。

（海外立法情報課・大友 有）

【ベトナム】 子どもの権利保護に関する政令の公布

2011年10月17日、ベトナム政府は、子どもの権利保護と違反者に対する罰則に関する政令（91/2011/ND-CP）を公布した。ベトナムでは、経済改革と近年の経済成長にともない、保健、教育、強制労働、暴力、児童ポルノ、児童買春といった分野の子どもの権利状況が悪化していることが懸念されている。同政令の主な規定内容は、保護者の育児放棄や路上生活、物乞いの強制に対する罰金、児童ポルノの生産・販売や児童に対する暴力等に対する罰金、路上生活の子どもたちを強制的に働かせることに対する罰金、HIV/AIDS感染者の子どもの入学拒否をした者に対する罰金等である。ベトナムの工場労働者の平均月収は、約100万～150万ドンだが、罰金は、子どもに路上での物乞いを強制した保護者に対する罰金100万ドン～300万ドン（約3,600円～約10,800円）が最も低く、最も高い罰金は、子どもの健全な成長に害を及ぼす暴力やポルノ等の内容を含む商品の生産・販売を行った者に対する2000万ドン（約72,000円）となっている。（海外立法情報課・大友 有）

【マレーシア】平和的集会法の可決

2011年11月29日、マレーシア連邦議会は、平和的な集会実施に関する制限を緩和した「2011年平和的集会法案」を可決した。同法により、平和的集会開催の際に義務付けられていた警察からの開催許可の取得は不要となった。同法により、警察への事前届出が義務付けられ、違反者には罰金が科される。また、集会場所の制限や21歳以下の若者の集会参加の禁止等が規定されている。同国では、2011年7月、選挙制度改革を求める市民による大規模な平和的集会に対し、警察が集会参加者に対し暴力を行使し、少なくとも900人以上を逮捕するという事件があった。同法に対しては、法案段階から野党や人権団体が「人権抑圧である」として、強い反発を示してきた。政府は同法案の可決で、人権保護の姿勢を打ち出したいという狙いがあるとみられるが、7月の集会を組織し、逮捕されたアンビガ・スリーニワサン元弁護士会会長は、同連邦憲法第10条に保障されている「集会の自由」を脅かすものだ、として強い反発を示している。 (海外立法情報課・大友 有)